當

「いじめ防止対策推進法」にもとづく

いじめ防止『学校基本方針』

1. はじめに

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行って、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断します。また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合でも、いじめに該当します。なお、インターネット上で、自分の悪口などを書かれた事実を当該児童生徒が知らなくとも、いじめにあたります。

〈いじめの態様〉

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8)パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

7,

3. これを受けて、

本校では、信頼される学校を目指し、いじめの未然防止と 早期発見に努めます。そして、生徒にとって安心安全な学校 生活が送れる環境を作り、心身の健全育成を図るために「学 校基本方針」を定めて、いじめ防止に全力で取り組みます。

山形市学校教育 基本理念

- ◇人や自然の営み、生きていら れることへの**感動**
- ◇多くの人や自然に、生かされ 支えられていることへの**感謝** ◇子ども・家庭・地域・学校の深

い**信頼**関係

本校の学校教育目標

豊かな人間性と学ぶ力を 身につけ、自立して生きる 生徒の育成

第6次山形県 教育振興計画

人間力に満ちあふれ、 山形の未来を ひらく人づくり

いじめは絶対に許さない・どの学校でも起こりうる

共通理解し、組織的に対応

教職員は、

確かな学力の育成 (授業力の向上)に努 めます。

「山七中生」のめざす姿

〇確かな学力を身につけ、自ら学びを深める生徒 〇個性を伸ばし、仲間と協働しながら高めあう生徒 〇自らを律し、心身ともにたくましく成長する生徒 〇地域とのつながりを大切に思い、地域と主体的に かかわれる生徒

教職員は、

自分づくりと集団づくり(自己有用感とコミュニケーションカ)を 推進します。

- 4. そして、七中生のいじめ防止のために具体的に取り組むことは、
- 毎日の学校生活を一人ひとりが主体となって生活するようにします。

朝読書 授業 清掃 黙想 生徒会活動 ボランテイア活動 七中タイム(学力向上) 花笠踊り 部活動 学校・学年行事 等

- 道徳や読書活動、情報モラルの学習も積極的に取り入れるようにします。
- 5. さらに、いじめ防止のために次のような組織で実効的に取り組みます。
- 校内委員会は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事で組織する「主任会」があり、情報の共有を大事にしています。また、主任会に、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、教育相談員(県・市)が加わる「教育支援委員会」や「教育相談委員会」では、常に一人ひとりの生徒に目を向けた話し合いをしています。
- 校外関係者は、PTAの代表や教育後援会の代表、学校医や専門機関の方々に意見を 求めて対応していきます。
- 6. また、いじめの早期発見のために、次のような取り組みも実施します。
- 生徒アンケート……定期(年2回)6月・11月
- 二者面談の実施……定期(年2回)6月・11月
- 三者面談の実施……定期(年1回)12月<通知表配付も兼ねます>
- 生活ノートや自主勉ノートの点検……毎日
- ◎ 市教育相談員との相談活動·····市教育相談員が常勤しています。
- ◎ 県スクールカウンセラーとの相談活動……県SC2名は月2日程の勤務です。
- 教職員は、生徒へ の寄り添いを通じ て、情報収集を積 極的に行います。

- 7. そして、いじめに対する措置として、次の 点に留意して取り組みます。
- ① 素早い事実確認・報告・相談を実施します。
- ② 発見・通報後は組織的な対応をします。
- ③ 被害生徒と保護者への支援を行います。
- ④ 加害生徒と保護者への対応を行います。
- ⑤ 集団への働きかけを行います。
- ⑥ ネットいじめへの対応を行います。

- 8. 特に重大な事案が発生した場合は、直ちに調査組織委員会を設置して対応します。
- 校内の組織を母体として校外 関係者の協力を得て進めます。
- ◎ 山形市教育委員会の指導のもとで、第三者委員会を設置し対処していきます。
- 9. 最後に、この「いじめ防止『学校基本方針』」にもとづいて、山形七中は、生徒一人ひとりを大切にし、保護者や地域と連携して、いじめ防止に努めていきます。



この2つは、「いじめ防止」にも 通じる山形七中のシンボルです。 左は「**志向**」の門碑で、しっかり と前を見て進む姿を示しています。 右は多目ホールの「**こぶし**」のス テンドグラスで、団結の象徴です。

